

施設基準のご案内

当院歯科では、下記の施設基準等の届出を行っています。

クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠やブリッジの2年間の維持管理を行っています。

異常がありましたら、そのままにせずにお早めにお知らせください。

有床義歯の取扱い

有床義歯は製作後、6カ月間は新たに作ることはできません。

他院で作った場合も同様となります。

ご不明な点がございましたら、スタッフまでお問い合わせください。